

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○大規模小売店舗の新設に関する 意見の概要（3件）（経営支援課）	1
○大規模小売店舗の変更に関する 意見の概要（3件）（ 〃 ）	1
○道路の区域変更（道路課）	2
公告	
○県営土地改良事業の工事の完了（農業基盤課）	2
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果（2件）	2
正誤	
○正誤（令4・9・6付け 告示）	4

告 示

高知県告示第881号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月2日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により宿毛市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和4年7月高知県告示第654号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）コメリハード&グリーン宿毛店
宿毛市宿毛字鷺州5548ほか
- 意見の概要

建設予定地については民家に隣接しておらず、営業予定時間も騒音規制法の基準を満たしていることから、周辺生活環境に与える影響は軽微であると考えます。なお、騒音や屋外照明等については、周辺環境への影響に留意し、適切な配慮を求めます。

高知県告示第882号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月2日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和4年8月高知県告示第684号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
エースワン十津店
高知市十津一丁目2437番1ほか
- 意見の概要

交通事故防止に万全を期すること。特に歩行者の安全には十分に注意すること。

当該事業所内に騒音規制法、振動規制法、高知県公害防止条例及び高知市公害防止条例に定められた施設等を有する場合、届出の必要があること。

当該箇所は、騒音規制指定地域の第2種区域に指定されており、上記施設を有する場合、敷地境界において騒音規制基準が適用され、当該届出資料で予測された、地点A`、B`及びD`における騒音レベルの最大値はこの基準を上回る数値となっている。可能な限り防音対策を実施し、環境の保全に務めるとともに、周辺の住民から苦情等が発生した場合には、騒音防止に努めること。

関係車両の通行については、朝夕の通勤・通学の時間帯を避けるなど、周辺の住民生活に支障をきたすことのないよう十分配慮すること。

市道への土砂流出のないよう注意し、施工すること。

関係車両の通行等で市道を汚損した場合には、速やかに道路管理者に連絡のうえ、これを復旧すること。

第三者と紛議を生じたときは、届出者の責任においてその紛議を解決すること。

出入口付近に設置する場内看板及び広告塔は通行者確認の妨げとならないような構造とすること。

高知市景観計画に基づく届出が必要となる場合があるので都市計画課と協議すること。また、屋外広告物の設置については、高知市屋外広告物条例を遵守するとともに、周辺環境に調和した景観となるよう配慮をすること。

都市再生特別措置法第108条第1項に基づく届出が必要なこと。

高知県告示第883号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月2日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により宿毛市から聴取した意見（以下

「意見」という。）の対象となった届出に係る告示

令和4年8月高知県告示第698号

- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス宿毛幸町店

宿毛市幸町1925ほか

- 意見の概要

営業予定時間が騒音規制法の基準を満たしており、荷さばき作業も夜間は行わない点や、密閉性が確保された廃棄物保管施設を設置する点などから、周辺生活環境に与える影響は軽微であると考えます。なお、建設予定地が民家に隣接していることから、周辺住民の生活環境への影響には十分留意し、適切な配慮を求めます。

高知県告示第884号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月2日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により須崎市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和4年9月高知県告示第735号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

フジ須崎店

須崎市西町二丁目7番15号

- 意見の概要

意見なし

高知県告示第885号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月2日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により宿毛市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和4年9月高知県告示第736号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

フジ宿毛店

宿毛市宿毛5380番地1

- 意見の概要

当該変更により周辺住民の生活環境に影響は生じないと考える。

高知県告示第886号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月2日

高知県知事 濱田 省司

1 法第8条第1項の規定により南国市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示

令和4年11月高知県告示第859号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ南国店
南国市大埴字樋掛甲2531

3 意見の概要
意見なし

高知県告示第887号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年12月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知土佐
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市朝倉本町二丁目1450番1から 高知市若草町1559番2まで	前	7.9 13.2	46
	後	16.0 16.8	

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により、県営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

令和4年12月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 土地改良事業の名称
中山間地域総合整備事業(区画整理)

- 2 地区名
安芸地区
- 3 工事完了年月日
令和4年3月24日

監 査 公 表

監査公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年12月2日

高知県監査委員
4 高行管第259号
令和4年11月2日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について(通知)

令和4年8月29日付け4高監報第6号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

内部統制制度の導入に伴い、定期監査において明らかになる不適切な事務処理は減少傾向にあるが、今回判明した事案については、各機関がその発生事実を把握しておらず、リスク管理が十分とは言えない状況である。

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する知識不足や確認不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われない。

2 意見に対する措置状況

会計専門員による定期的な訪問支援や会計検査等を通じて、法的根拠等会計事務の基本となる考え方の習得に向けた指導を行うとともに、会計事務の基礎研修、実務研修の実施により、職員が会計事務への理解を深め、知識を向上できるよう引き続き取り組みます。

また、各所属の決裁過程でチェックの要となる次長等や会計事務に関し部下への指導の中心となるチーフに対し、OJTの推進を意識づける研修を行うとともに、所属からの依頼

に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。

さらには、事務処理の誤りについて、過去の事例や他所属の事例を情報共有することで、リスクに対する各所属の自己点検機能の強化や職員のスキルアップを図り、適正な会計事務の執行に取り組みます。

こうした取組により、内部統制制度のより効果的な運用を図っていきます。

第2 指摘事項の該当機関

商工労働部紙産業技術センター

(1) 指摘事項

紙産業技術センター空調設備改修及び新設電気設備工事の契約書において、1ページが落丁していた。

これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第36条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

支出負担行為(契約締結)の決裁後に行う浄書、校合、公印審査において、契約書の内容についてチェックすべきところ、担当者をはじめ公印取扱者までの確認及び照合が十分でなかったことにより、契約書の一部落丁が生じたものです。

(3) 措置状況

当該契約については、令和4年3月1日に完成検査を実施し、その後支払処理も完了していることから、指摘を受けた契約書の訂正等は行っていません。

今後の対応策としては、製本した契約書の不備を防ぐため、浄書、校合についてはそれぞれ異なる職員が行うこと、また、公印審査時には公印取扱者による確認及び照合を徹底することとしています。

4 高企病第405号
令和4年10月11日

高知県監査委員 様

高知県公営企業局長

定期監査の結果に対する措置状況について(通知)

令和4年8月29日付け4高監報第6号で報告のありました監査結果に対する措置状況について、下記のとおり通知します。

記

機関名: あき総合病院

1 指摘事項

DPCベンチマーク「EVE」保守業務委託契約において、検査調書が作成されていなかった。

これは、検査職員は、検査を完了したときは検査調書を作成し、契約担当者に提出しなければならないと定めた高知県

<p>公営企業局契約規程（以下「契約規程」という。）第33条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。</p> <p>再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>2 措置状況</p> <p>今回の不適切な事務処理がなされた原因は、知事部局における検査調書の作成を省略できる取扱いと混同し、検査調書を作成せず、検認表示のみとしていたこと、併せて決裁権者による確認が不十分であったことによるものです。</p> <p>当該業務委託は、総額660千円であることから、契約規程第21条第1項第1号の規定により契約書の作成を省略できますが、委託内容を詳細に定めた仕様書が必要なことから契約書を作成していました。今回のように契約書の作成を省略できるが契約書を作成したものについては、公営企業局においては、検査調書の作成が必要でした。</p> <p>このたびの指摘を受け、その他の委託事業の状況を点検し、適切に処理できていることを確認しました。</p> <p>今後こうした誤った事務処理を繰り返すことのないよう、契約事務担当者に対し検査調書に係る取扱いについて周知を行いました。また、決裁権者においても、この規程を理解し誤りのないように確認させるようにします。</p> <p>監査公表第13号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。</p> <p>令和4年12月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県監査委員 4 高行管第260号 令和4年11月2日</p> <p>高知県監査委員 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>定期監査の結果に対する措置結果について（通知）</p> <p>令和4年9月9日付け4高監報第7号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 意見において措置を求められたもの</p> <p>1 意見</p> <p>事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足や知識不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。</p> <p>事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われない。</p>	<p>2 意見に対する措置状況</p> <p>日頃の支出審査や会計検査等を通じて、法的根拠等会計事務の基本となる考え方の習得に向けた指導を行うとともに、会計事務の基礎研修、実務研修の実施により、職員が会計事務への理解を深め、知識を向上できるよう引き続き取り組みます。</p> <p>また、各所属の決裁過程でチェックの要となる課長補佐等や会計事務に関し部下への指導の中心となるチーフに対し、OJTの推進を意識づける研修を行うとともに、所属からの依頼に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。</p> <p>さらには、事務処理の誤りについて、過去の事例や他所属の事例を情報共有することで、リスクに対する各所属の自己点検機能の強化や職員のスキルアップを図り、適正な会計事務の執行に取り組みます。</p> <p>こうした取組により、内部統制制度のより効果的な運用を図っていきます。</p> <p>第2 指摘事項の該当機関</p> <p>土木部河川課</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>電算処理委託業務において、変更契約書に特記仕様書を添付していなかった。</p> <p>これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。</p> <p>再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>(2) 原因又は理由</p> <p>変更契約を締結する際は、変更契約書を正副2部作成したうえで受託者に送付し、押印したものを提出してもらい契約を締結していますが、契約書を作成する際に特記仕様書を添付することを失念し、設計書のみを添付した変更契約書により契約を締結したものです。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>今後は、契約又は変更契約を締結する際、設計書や仕様書など契約書に添付する書類の有無を確認したうえで、契約書の内容に不備がないか複数人でチェックを行うなど、適正な事務の執行に努めます。</p>	
---	--	--

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令4・9・6	10468	○告示	7	左 (23)	<u>フジ須崎店</u>	<u>フジグラン須崎店</u>
			8	左 (32)	<u>フジ宿毛店</u>	<u>フジグラン宿毛店</u>